

平成25年12月20日

事業主の皆様へ

～石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する健康管理手帳制度と
労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知のお願いについて～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）の開始から30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多く、既に離職された方を含め、過去の石綿業務が原因となって発症したものがどうか気付かなかつたり、あるいは健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃるこ
とが懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、既に離職されている労働者の方々に石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨を行って
いただくことや、現在も勤務されている労働者の方々はもとより、既に離職されている
労働者やその御遺族の方々に、労災補償制度及び特別遺族給付金制度の周知等を行って
いただくことを要請しています。

つきましては、貴事業場におかれましても、既に離職されている方を含め、貴事業
場で石綿業務に従事していた労働者やその御遺族の方々に対し、

- ① 石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨
- ② 労災補償制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

をしていただきたくお願い申し上げます。（制度の概要や申請手続き等については、
別添1を御参照ください。）

健康管理手帳制度・労災補償制度等をお知らせいただく際には、同封した労働者やそ

の御遺族の方々へのお知らせの文書（別添2）及びリーフレットを参考にいただき、リーフレットの追加配付が必要な場合は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局にお問い合わせください。

なお、今後、石綿健康管理手帳制度・労災補償制度等を効果的に周知する方法などの参考とさせていただくため、貴事業場における周知等の取組状況を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、貴事業場での周知等の取組の実施状況（今後実施予定のものも含みます。）につきまして、別添3のアンケート調査票に御記入いただき、同封の返信用封筒により、平成26年2月28日（金）までに送付いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

【参考】周知の取組例（これまでのアンケートで把握した事例）

- 自社のホームページに健康管理手帳制度や労災補償制度等の情報を掲載し、周知している。
- 自社で退職者向けの健康診断を実施し、自社のホームページで受診案内を掲載している。
- 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者やその家族も含め、健康管理手帳制度や労災補償制度の申請等に関する各種相談に対応している。
- 健康管理手帳を所持する方の健康診断受診状況の確認や受診案内等を行っている。
- 定年退職説明会やOB会で在職期間中の石綿作業による健康への影響等について説明を行い、関連資料を配布している。
- 離職が決定した労働者について、その1か月前に国が作成したパンフレットを配布するとともに、石綿作業従事歴等の確認を行う。

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課
労災補償部補償課

石綿健康管理手帳について

石綿業務に従事していた方は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、疾病の早期発見を目的として、離職後の方を対象とした健康管理手帳制度を設けています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、平成21年4月1日から健康管理手帳の交付対象が拡大され、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となりました。

◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関する御相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

労災保険給付と特別遺族給付金について

◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者の御遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金は御遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

◇周知・請求勧奨の必要性

①石綿による疾病は、石綿業務の開始から30年～40年という長期間を経過した後
に発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、
注意喚起を行う必要があります。

②石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対し所定の請求書を提出していただくことになります。

※請求手続きや制度に関する御相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

石綿業務に従事されていた労働者の皆様または労働者の御遺族の皆様へ

石綿健康管理手帳と労災補償制度・特別遺族給付金制度について

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職された方を含みます。）の健康管理対策や労災補償などを行っています。

下記 1 に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6 か月に 1 回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局に御相談ください。

また、下記 2 に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

記

1 石綿健康管理手帳制度（相談・申請先：都道府県労働局）

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象で、具体的には、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合が対象です。

- （1）石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方
- （2）以下の作業に 1 年以上従事していた方（ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から 10 年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）
 - ・石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの貼付け・補修・除去の作業
 - ・石綿の吹き付けの作業
 - ・石綿が吹き付けられた建築物や工作物の解体・破砕などの作業
- （3）（2）以外の石綿を取り扱う業務に 10 年以上従事していた方（直接業務のみが該当）
- （4）（2）の作業に従事した月数に 10 を掛けた数と（3）の作業に従事した月数の合計が 120 以上となる方（ただし、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から 10 年以上経過していること。）（直接業務のみが該当）

2 労災補償制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）

- （1）石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した方や、それらの病気により亡くなった労働者の御遺族
- （2）石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効（5 年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方

退職労働者等に対する労災補償制度等の
周知の取組についてのアンケート調査票

事業場名 _____

担当者職氏名 _____

問 1 退職された労働者及びその御遺族の方々に対して石綿健康管理手帳制度・労災補償制度等の周知を行いましたか（行う予定がありますか）。

- 1 はい
- 2 いいえ

※ 2と回答された場合、退職された労働者の方々が石綿による疾患を発症した場合に適切に労災保険給付等を受けることができるよう、今後の制度の周知について御検討をお願いします。

問 2 問 1において1と回答された場合、どのような取組を行いましたか（行う予定がありますか）。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲で御記入ください。

- ① 退職された労働者等に、健康管理手帳制度・労災補償制度等のリーフレット等を郵送等により提供している（予定を含む）。

退職労働者等に郵送等した件数 _____ 件

- ② 自社のホームページに健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を掲載している（予定を含む）。

- ③ 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの健康管理手帳制度・労災補償制度や、石綿による健康障害等に関する相談に対応している（予定を含む）。

相談対応等を行った件数 _____ 件

- ④ 退職された労働者等のうち、健康管理手帳制度・労災補償制度等の対象となる可能性のある方への申請手続等の支援を実施している（予定を含む）。

申請手続等の支援を行った件数 _____ 件

- ⑤ その他の取組

【お願い】

情報の提供等に使用した通知文又はリーフレット等がある場合は、お手数をお掛けしますが、一部同封してください。

問3 退職された労働者等に対する情報の提供等において、どのような情報が役立っているものとお考えでしょうか。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。

- ① 労災補償制度・特別遺族給付金制度や請求手続等に関する事。
- ② 健康管理手帳制度及びこれに基づく健康診断に関する事。
- ③ 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口に関する事。
- ④ 事業場における過去の石綿製品の使用・管理状況に関する事。
- ⑤ 事業場における石綿による疾病の発生に関する事。
- ⑥ その他

問4 退職された労働者等に対する健康管理手帳や労災補償制度等の周知、請求勧奨の取組について、国に要望したい事項はどのようなことですか。該当する番号に○をお付けください。（複数回答可）

- ① マスメディアを活用した周知・広報の拡充
- ② 個別事業場に対する制度の周知の拡充
- ③ 事業場における周知の取組に対する国からの支援
- ④ その他

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

本アンケートについて、御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。（時間帯によっては、電話が混み合う場合もございます。お急ぎの場合は、下記のとおりFAXによるお問い合わせも受け付けております。）

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課業務係（担当 田中、宮崎、丸山、西川）

TEL：03-5253-1111（内5464）

FAX：03-3502-6488